

野並住宅取壊し工事(第5工区)

図面リスト

区分	図面番号	図面目録	
		図面名称	縮尺
	00	表紙・図面リスト	――――
A		取壊し工事特記仕様書A	――――
B		取壊し工事特記仕様書B	――――
01		全体配置図、付近見取り図	1/600, 1/4000
02		仮設・除外建物配置図	1/200
03		施設撤去図（工作物・樹木）	1/150
04		施設撤去図（鋼装）	1/150
05		施設撤去図（電気・ガス）	1/150
06		施設撤去図（給水・排水）	1/150
07		9号棟平面図	1/100
08		9号棟立面図	1/150
09		9号棟 基礎伏図 基礎断面図	1/150 1/30
10		10号棟平面図	1/100
11		10号棟立面図	1/100
12		10号棟 基礎伏図 基礎断面図	1/100, 1/30
13		取壊し撤去図自転車置場 A B C D E	1/50
14		取壊し撤去図 物置F G	1/20
15		取壊し撤去図 物置H	1/20
16		取壊し撤去図 ポンプ室	1/20
17		取壊し撤去図 遊具・ベンチ	1/40
18		取壊し撤去図 スローブ	1/50
19		取壊し後整地平面図	1/200

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号 H28Q12J00080

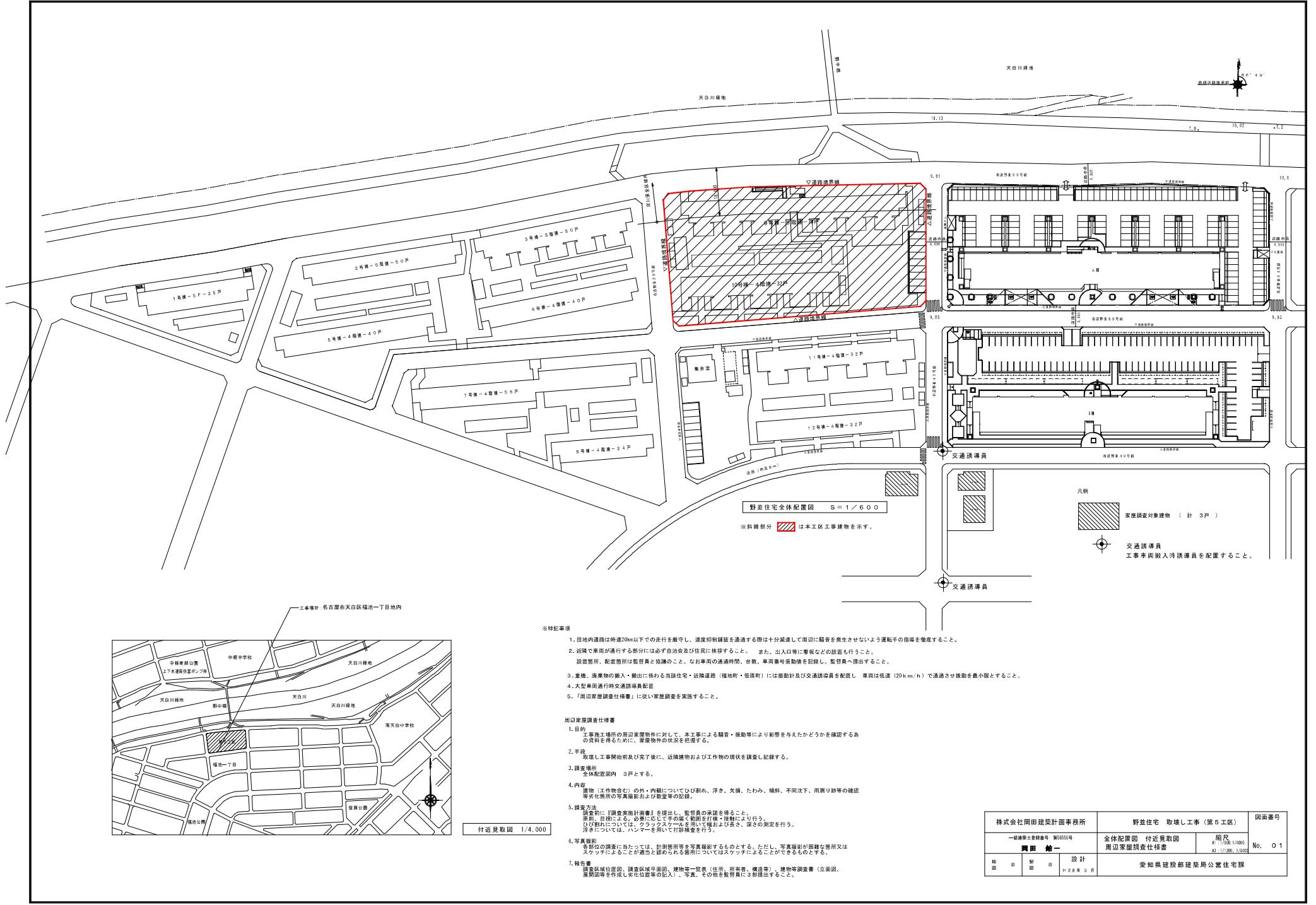
課長	主幹	課長補佐	主任主査	担当

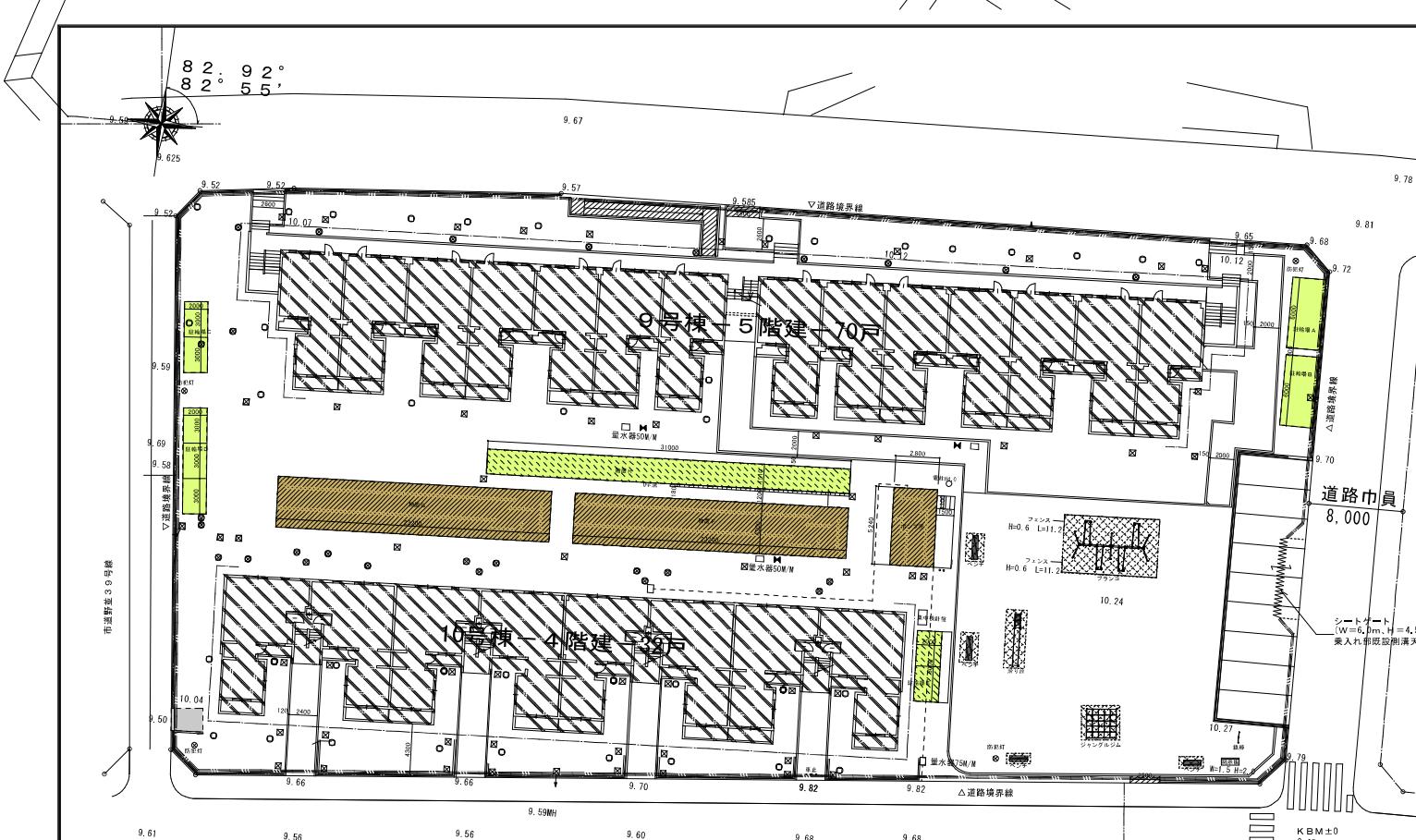
取扱い事項	項目	特記事項	項目	特記事項
	【取扱い工事】	■総則編 1章 一般共通事項 ■		* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAGループの認定資材を優先的に使用する。 あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承認を要する。
1.1.1 共通仕様書の適用範囲	A. この特記事項には下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない項目は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建設工事共通仕様書」(平成25年度版) 4) 関係法令及び諸工事基準 5) 愛知県建築工事品質安全管理要領 6) 国土交通省大臣官房常設部監修「建築物解体工事共通仕様書」(平成24年版) なお、公共住宅建設工事共通仕様書は監督職員とあるものは、監督職員と読みかえる。この監督職員は、工事監理業務を委託して行われた場合にあっては、工事監理業務の受注者が選任した者を含む者とする。 B. 特記事項は、印のついたもの適用する。印のない場合は、※印のついたものを適用する。 印と、◎で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。		1.3.1 足場、その他	* 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データと共に監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書（様式8） 2) あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 ・ http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html ・ http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html
1.1.3 設計図書の適用	* 設計図書の優先順位は、次の(1)から(5)までの順番のとおりとする。 1) 質問回答(2)から(5)に対するもの 2) 現場説明書 3) 特記仕様書 4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）		1.3.2 足場、その他	2. 定置する足場、脚橋、リフト等の設置： ■ 建築工事 ※ 本工事 ■ 別契約工事 足場： (幅) • 0.6 • 0.9 • 1.2 m (印示による) 手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書」(平成25年度版)の総則編1.3.1足場、その他の規定にかかるわざ、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「動やすいや不安感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり置き方または(3)手すり先行工法足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護柵等を設置する。 3. 仮囲い・仮設装置の構造： ◎成型鋼板(高さ：3.0m) ☐解体養生シート(高さ：3.6 m) • 5.4 m) 仮囲いの位置： 図面による 4. 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設：
1.1.5 疑義に対する協議等	* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。 * 設計図書において監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」(平成23年4月1日適用)に定めるところによる。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijutsu/sekkeihenhoukyouyou.pdf		1.3.4 監督職員事務所	* 設ける ※設けない A. 規模： • 10 • 20 • 35 • 65 • 100 m程度 B. 標準仕上げ C. 設備、備品等 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。
1.1.10 工事実績情報の登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内にについて監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。		1.3.5 受注者事務所その他	1. 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現地作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承認を受ける。 3. 建築物等の解体作業における石破等を露止対策等の掲示：※実施する ■実施しない * 厚生労働省労働局ホームページ(http://www2.aichi-todo.go.jp/jyoho/docs/eiseika/asbestos/asbestos05.htm)等で確認の上実施する。
1.2.1 施工管理	* 「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日策定 國土交通省住宅局建築指導課)： ・適用する ※適用しない * 適用に当たっては、「工事監理ガイドライン」4. (1) 確認項目及び確認方法の例示一覧(別紙)に、確認項目として掲げられた工事内容、「具体的な確認方法」欄に品質管理記録により確認するものについて、(2)留意事項に留意し、品質管理の記録を監督職員に提出し確認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員の申請を受けた場合は、この限りでない。 * 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用においては、「監理技術者制度運用マニュアル」(平成16年3月1日付け国際統第313号国土交通省総合政策局建設業課長通知)によるものとする。		1.5.1 環境への配慮	A. 「愛知県公共建築グリーン整備基準」(平成19年版)： ※適用する(評価シートの作成： • する ◎しない) ■適用しない B. 「愛知県環境物品等瑕疵方針」(http://www.pref.aichi.jp/0000009402.htm を参照。)別記2(2.4)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる速度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつゝ、品目ごとの判断の基準を満足するものとする。
1.2.5 電気保安技術者	* 適用する ※適用しない		1.5.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。
1.2.7 施工中の環境保全等	* アスベスト除去工事の有無にかかわらず、下記の粉じん濃度測定を行う。ただし、吹付けアスベスト除去工事がある場合は、下記によらず別途指定する。 1) 測定方法は「JIS K3850-1空気中の繊維状粒子測定方法 第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位置差・分散濃度法とし、測定機関は都府県労働衛生に登録されている作業環境測定機関とする。 2) 測定部位は敷地境界線の4方向各1点とし、測定時期は原則として作業終了及び作業中の2回とする。 3) 測定結果は速やかに監督職員に報告する。作業中の濃度測定において、測定値が10/Lを超えた場合は作業を中心として、その着生源を特定して必要な粉じん飛散防止措置を講じた後、監督職員の承認を得て作業を再開することができる。工事を再開した場合は、再度測定を行い、速やかに監督職員に報告する。		1.8.1 工事の記録	A. 本工事は電子納品の対象工事とする。 B. 対象となる果品の販売について、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/cals/nouhin/ を参照。)に基づく。 C. 成果品の出荷部数については、電子媒体(CD-R又はDVD-R)2部とする。 D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時(中間検査、完了検査)に写真撮影の開賃機器を準備する。 E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。
1.2.14 発生材の処理等	1. 大気汚染防止法の改正(平成26年6月1日施行)に基づき、適正に対応すること。 2. 発注者は引渡しを要するもの・P.OBを使用している機器材料 特別管理非業廃棄物： • 有(処理方法：) ※ 無 現場において再利用を認めるもの： A. 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場内に搬出し、関係法規に則り適正に処理する。 * 本次の物品はP.C.Bの混入が疑われるため、監督職員に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物： ポリソリュームアイド(オオコール)系コーティング 平成元年以前の建築物： 融光灯安置器、コンデンサ、アリカル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器。(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、P.C.B混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 B. 解体材、余材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html を参照。)に基づき適正に行う。 * 施工計画書に添えて(工事完了時に)、「リサイクルガイドライン」による次の計画書(実施書)を監督職員に提出する。なお(1)と(2)の実施書については電子データ併せて提出する。 1) 再生資源利用計画書(実施書)(CREDA打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書(実施書)(CREDA打ち出し様式2) 3) 建設業物処理計画書(実施書) (様式7) * マニフェスト・集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト・集計表は整理して保管し、必要に応じて検査委員会に提出する。マニフェスト・集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、単価等を記入。(または?)、マニフェスト返却日(82票、9票、E票)が記載され、受注者は該件を押印したものとする。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理する。 C. 工事に付随する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 ※コンクリート焼 級アスファルトコンクリート焼 ※建設発生木材 • その他 [] * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html 、CREDA打ち出し様式 http://www.mlit.go.jp/sosogesaku/region/recycle/fukusansubtu/credas/index.html 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijutsu/sekkeihenhoukyouyou.pdf を参照。)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。	1.8.4 完成図その他 常備図書	F. 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道、建築物、工作物の現況を撮影する。 2) 工事中：①右図(参考図)に示す黒板に所定事項を明記し、工事の進捗状況を写真撮影と共に、特に施工後端部又は埋設された部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 3) 完成時：工事着工時に撮影した地点と同一地點から、敷地全景を撮影し、着工前写真と共に提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。	
再資源化			建設業廃棄金共済制度 施工体系図の掲示 各種調査への協力 工事中の安全管理	G. 工事完了前に、整地後地盤高(5m間隔で測定)及び地下埋設物、管閉塞位置等を記入した敷地完成図面を、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 H. 工事現場には次の図書を常備する。 ・公共住宅建設工事共通仕様書(平成25年度版) (機材の品質・性能基準)を含む。 ・建築物解体工事共通仕様書(平成24年度版) I. この制度の設置者は、当該工事に係る監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び拠出納付の請求を省略することができる。 J. 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮設など)に掲示する。 K. 本工事が、公共事業労務監査、共通実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をすること。 L. 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、東海、東南海地震注意情報が発表された場合、安全対策を講じた上で、原則として工事を中止する。
分別収集 再生資源の利用				件名 名稱 位置 工程 備考 撮影年月日 450程度
				株式会社岡田建築計画事務所 野並住宅 取扱い工事(第5工区) 一級建築士登録番号 第06555号 岡田 純一 A1 A3 No. A 種別 検査 設計 H 28年3月 愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、建設工事の一部を下請ける場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。
特定住宅瑕疵担保責任	* 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確実に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・ 要する ※要しない
工事費内訳明細書 騒音・振動対策	* 愛知県公共工事競争契約法第3条第1項に規定する工事費内訳明細書の提出：・要する ※要しない * 「建設工事に伴う騒音抑制対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設工事）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名：建設機械名： 作業名：建設機械名： 排出ガス対策型建設機械の適用 ※有り □なし (対象機種：パックホー、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホルクリーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260kW）) (対象料金：排出ガス対策型建設機械指定基準（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準）) 貨物自動車等の車種規制 特定特殊自動車の燃料
排出ガス対策型建設機械の適用	貨物自動車等の車種規制 特定特殊自動車の燃料
工事の下請負	* 受注者は、下請負に対する各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工に引き受けたに企画、指導及び監理するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設工事にに基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行なう競争入札契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置件に該当しないものであること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。
施工体制 現場代理人	■建築類 25章 除却工事■
25.1.2 除却工事の範囲	除却工事の範囲：図面による
25.3.2 騒音・粉じん等の対策	1. 騒音・粉じん等の対策方法：図面による 工事中は、粉じん等の飛散を防止するため十分な散水を行うこと。 2. 防音バネル等を取り付ける足場等の設置範囲、高さ等：図面による
25.4.3 事前措置	槽内の汚水、汚物の事前措置：※25.4.3 (8)による □() ■図面による
25.4.14 杭	・撤去（解体）する（工法：※引抜き工法 □破砕する） ※残置する（位置は図示による） 引抜き工法により倒れる場合、引抜きできない杭が発生した時は、監督職員と協議する。 引き抜いた杭の処理：※分別解体する □()
25.4.15 構内舗装等	既存樹木 ※伐採、根抜 □移植（移植するもの、移植先：） ■図面による
25.4.16 地下埋設物及び塙設配管	※図示のものを撤去する □残置する（位置、種別等は図示による） 図示以外の埋設物、塙設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。
25.5.3 建設廃棄物の処理計画	分別収集 □しない ■する 「リサイクルガードライン別表3」による
25.5.7 再資源化等	3. (1) 蒸光ランプ及びHIDランプ □再資源化する ■再資源化しない (2) 高温ボリ塩化ビニル管及び絆手 □再資源化する ■再資源化しない (3) ガラス □再資源化する ■再資源化しない 4. 木材を指定建設資材廃棄物として縮減 ※しない（再資源化施設へ搬出） □する 6. 建設廃棄物を再資源化し、現場で利用 □する () ■しない
25.5.8 産業廃棄物広域認定制度	産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理 □する ■しない
25.5.9 再資源化完了報告書等	建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。
25.5.11 注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物の処理 ■図示による □() ヒ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 □製造業者に回収を委託 □管理型最終処分場で埋立処分 25.5.11 3(i)、(2)以外のせっこうボードの処理 ※25.5.11 3(i) (イ)による □25.5.11 3(3) (ロ)による
25.6.5 特別管理廃棄物の処分	種類（ ） 処分（ ）
25.6.7 P C B 含む燃焼器類	撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月を記載したリストを作成して公営住宅課に提出する。 微量PCBの分析調査 □行う ■行わない
25.6.8 P C B 含有シーリング材	次の物品はC Bの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物：ボリサルフィアード（オオコール）、系コーキング 平成元年以前の建築物：蛍光灯安定器、コンデンサー、アクトル、コンデンサ用放電コイル、 変圧器。（機縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、P C B混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。
25.6.9 废油	废油の処分 ※焼却処分または中間処理施設で再生処理 □()
25.6.10 废酸・废アルカリ	废酸・废アルカリの処分 ※中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 □()

項目	特記事項
25.6.11 ダイオキシン類	サンプリング調査 □行う ■行わない 廃棄物の焼却施設 解体方法 混合による 分解方法 混合による □()
<アスベスト建材の除去等>	大気汚染防止法の改正（平成26年6月1日施行）に基づき、適正に対応すること。 建築設備に使用されているアスベスト含有建材の処理 ()
25.7.1 用途範囲	アスベスト含有分析調査 □行わない ■行う ()
25.7.2 施工調査	25.7.3 アスベスト粉じん濃度測定1. アスベスト粉じん濃度測定 ※行う (図面による) ■行わない
25.7.5 石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習修了者または平成18年3月以前の特定化学物質作業主任者の有資格者の内から石綿作業主任者を選任し、法令に基づき、作業の方法、労働者の指導等必要な措置を行なうこと。
25.7.7 保護衣、作業衣	監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。
25.7.11 アスベスト吹付け材除去	2. 工法 (1) 除去工法 ※25.7.11 2(1) (イ) ~ (二) による □() (2) 除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿润化 □固定化 3. 除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等 (4) アスベスト含有吹付け材の処分 □25.7.11 3(4) (イ) による ■25.7.11 3(4) (ロ) による
25.7.12 アスベスト保温材除去	25.7.11 「アスベスト含有吹付け材の除去」の2. 3による
25.7.13 アスベスト成形板除去	3. 除去したアスベストの保管、運搬、処分等 (4) アスベスト含有成形板の処分 □25.7.13 3(4) (ロ) (ii) による ■25.7.13 3(4) (ロ) (ii) による
<特殊な副産物の処理>	分析調査 □行う ■行わない
25.8.3 施工調査	種類、回収及び処分 ()
25.8.6 特殊な副産物の回収等	撤去時のフロン類の取扱いは、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排放抑制法）」（平成27年4月1日施行）に基づいて行なうこと。
25.8.7 特定物質	1) 桁引き抜きや構造物基礎などの解体、撤去後の処理について：図面による 解体、撤去の完了時に、監督職員の立会い、確認を受けること。 2) 災害及び公害の防止：次の届出を受注者にて行う 特定施設の設置の届出（騒音規制法第6条、振動規制法第6条）， 騒音発生施設又は振動発生施設の設置の届出（愛知県公害防止条例第20条第2項）， 特定建設工事の実施の届出（騒音規制法第14条、振動規制法第14条） 3) 解体後の地中工事を完了時の掘削等による確認 ※適用する（確認方法等：図示又は監督職員の指示による） □適用しない * 水道メーター、ガス、電気メーターについては、工事着手前に監督職員の指示を受ける。 * 特別管理産業廃棄物の搬出時には、監督職員の立会いを受ける。
<その他>	

株式会社岡田建築計画事務所	野並住宅 取扱工事（第5工区）	図面番号
一般建築士登録番号 第36555号		
岡田 純一	A1 A3	
検査 B	設計	H28年3月
		愛知県建設部建築局公営住宅課





建築概要					
工事場所		愛知県名古屋市天白区福池1丁目地内			
敷地面積		4,640.65m ²			
1. 住棟取扱い	棟種別	管理戸数	1戸当りの専用面積		
9号棟	中層耐火構造、5階建 鉄筋コンクリート造	70戸	49.96m ²		
10号棟	中層耐火構造、4階建 鉄筋コンクリート造	32戸	59.35m ²		
2. 付属建物等取扱い	構造	備考			
駐輪場A	鋼製 平屋	6.0m × 2.0m			
駐輪場B	鋼製 平屋	6.0m × 2.0m			
駐輪場C	鋼製 平屋	6.0m × 2.0m			
駐輪場D	鋼製 平屋	9.0m × 2.0m			
駐輪場E	鋼製 平屋	6.0m × 2.0m			
物置F	CB造 平屋	23.20m × 4.30m			
物置G	CB造 平屋	23.20m × 4.30m			
物置H	S造 平屋	31.00m × 1.51m			
ポンプ室	CB造	5.24m × 2.8m			
3. 鋼材取扱い	範囲内のアスファルト及びコンクリート鋼材、側溝（U字溝）、縫石				
4. 固定取扱い	ガードフェンス（基礎共）、メッシュフェンス、コンクリート掩壁				
5. その他の取扱い	防犯灯、掲示板、遊具、面図に記入のない低木類も含む。				
6. 設備関係工事	止水栓設置（バルブ止め）、給水管撤去、下水管閉塞、下水管撤去、雨水管閉塞、雨水管撤去 ガス配管撤去（配管工事は別途工事）、電気配管撤去 ポンプ室内 設備等撤去				

既設撤去物：RC造

既設撤去物：S造

既設撤去物：GB造

成形鋼板（H = 3.0 m）

シートゲート（W = 6.0m、H = 4.5m）

解体用外部足場+防音シート（H = 建物高さ）

（足場は手摺先行据置方式又は、手摺先行専用足場方式とし、W=6.00m以上とすること。）

また、解体用外部+防音シートは同時掛施工とすること。

株式会社岡田建築計画事務所		野並住宅取り扱い工事(第5工区)	団柵番号
一般建築土木修繕番号 第5053号			
岡田 鮎一	仮設、除却建物配置図	A1:1/200 A3:1/100	No. 02
検査 曹 曹 曹	設計	2023年3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

*特記事項

1. 工事範囲内の建物、工作物、樹木、塀、地表ブロック、フェンス、給排水管、ガス管、雨水管、土留め、樹木、コンクリートブロック、レンガ、

タイヤや車輪、その他基礎、及くその上に、工事範囲内に墜落すること。

ただし、埋設物の撤去いには注意し、経路等を現地調査の上、除去すること。

2. 工事範囲内にあらわす工作物等は、原則として全て撤去すること。ただし、残すと示したものは跡く。

3. 撤去し建物に係る電力・電気引込配管を除く。各電力・電話会社への必要な申請やその他の工事等への手続きは請負者にて行うこと。

また、支障物件については請負者に確認後撤去すること。

4. 説明記載のマーカー、フレーカー及びスチーマー等を残しているものは工事終了後監督員の様式によること。

また、それぞれの取扱いについては、各事業者に確認すること。

5. 施設長度算出及び壁の延長はすべて算出すること。

6. 工事施工中、雨水管により土砂が工事範囲外へ流出しないように遮断すること。

7. 大型車両の工事現場への出入り時は、交通整理員等をゲート出口に配置すること。

8. ゲート前や高圧洗浄機等を配置し、走行速度を5km/h未満にすること。

9. 搬送手段は現地運搬すること。搬去依頼が必要な場合は監督員と協議すること。

10. 各台の荷物搬入、汚水管は、清潔、消臭のうえ、搬出すること。

11. 大型洗浄車止水（平成26年8月1日改正施行）に基づき、特徴工事に該当するか否かの事前調査を行い、発注者へ調査結果を書面で説明すること。

12. アスベスト・アスベスト剥離作業所を運営すること。アスベスト剥離作業の施工工事は、アスベストの取扱い作業に係る分野安全衛生法により有効性を主とする旨に従って作業すること。

13. 工事着手前に各台や工事範囲内の確認を行、施設物があった場合は直ちに監督員に連絡番号、仕事番号、残置物の種類、数量等をまとめて報告すること。

14. P.C.B.は、業者メーカーに問い合わせ転送を監督員に報告し、適切に処理すること。

15. 残光灯の点灯については、適正な点灯が可能な段階段階で提出し処理すること。

16. 捨物資料件に、施設の荷物を防止するため、十分な防水等を行うこと。

17. 工程及び工事範囲については、工事の実績を監視すること。なお、工事や工事時間を開設して監督・強制を低減できるよう努めること。

18. 総合工事完了（竣工地點）に、業者と工事内容を個別に監視し、監督員の確認をうけること。履歴表は監督員と協議すること。

19. 施設資料に、基準下限、基準上限、基準左限、Y方向、Y方向の基準からそれぞれ±1m、監督員から上記以外に監視について指示がなされた時はその指示に従うこと。

凡例

◎ …防犯灯

● …電柱

— …消火栓

— …雨水管

— …給水栓

— …雨水管

— …ヒューム管

— …道管

機械設置物：RC造

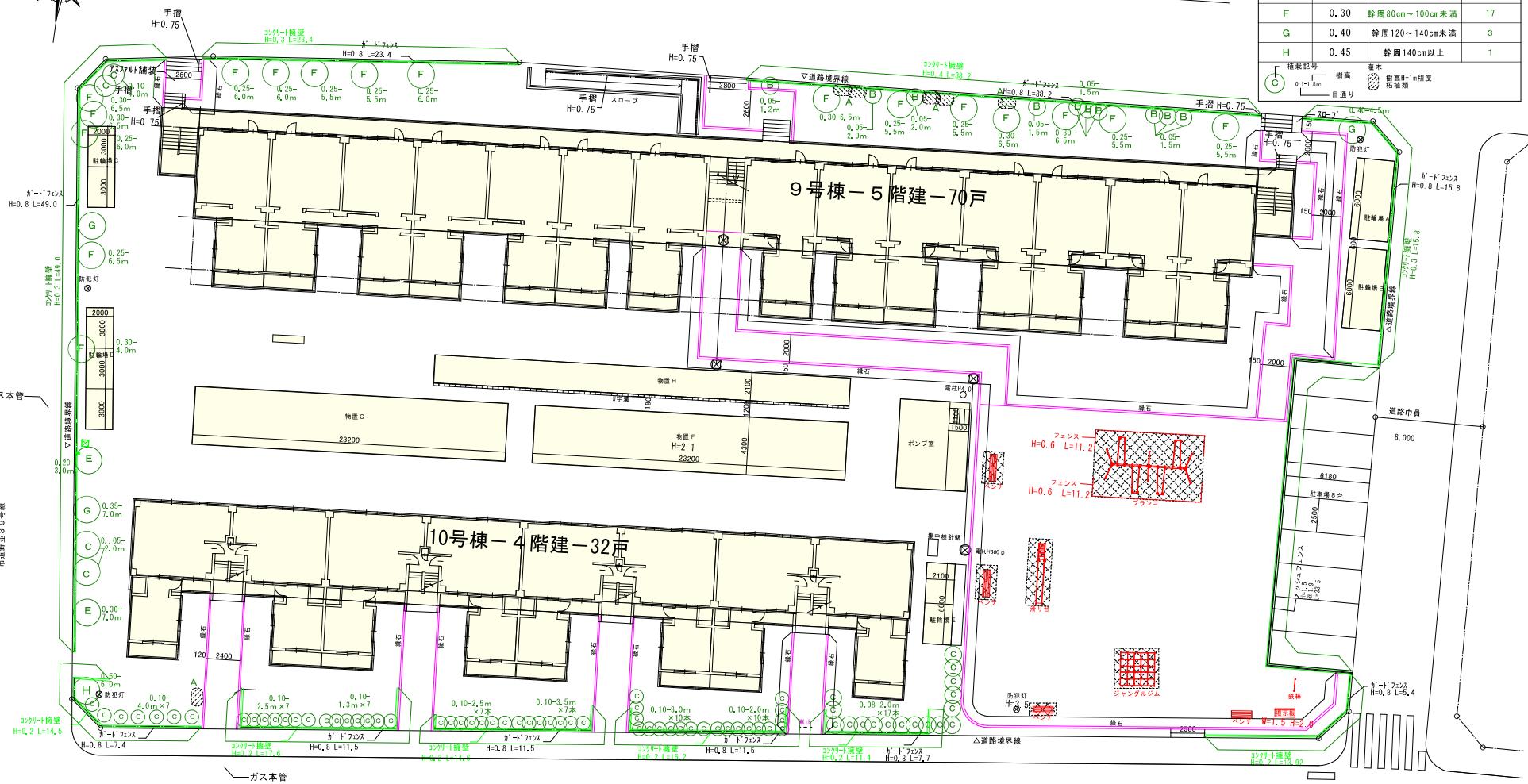
機械設置物：S造

機械設置物：GB造

遊具等

天白川(川幅80m以上)

82° 92°
82° 55°

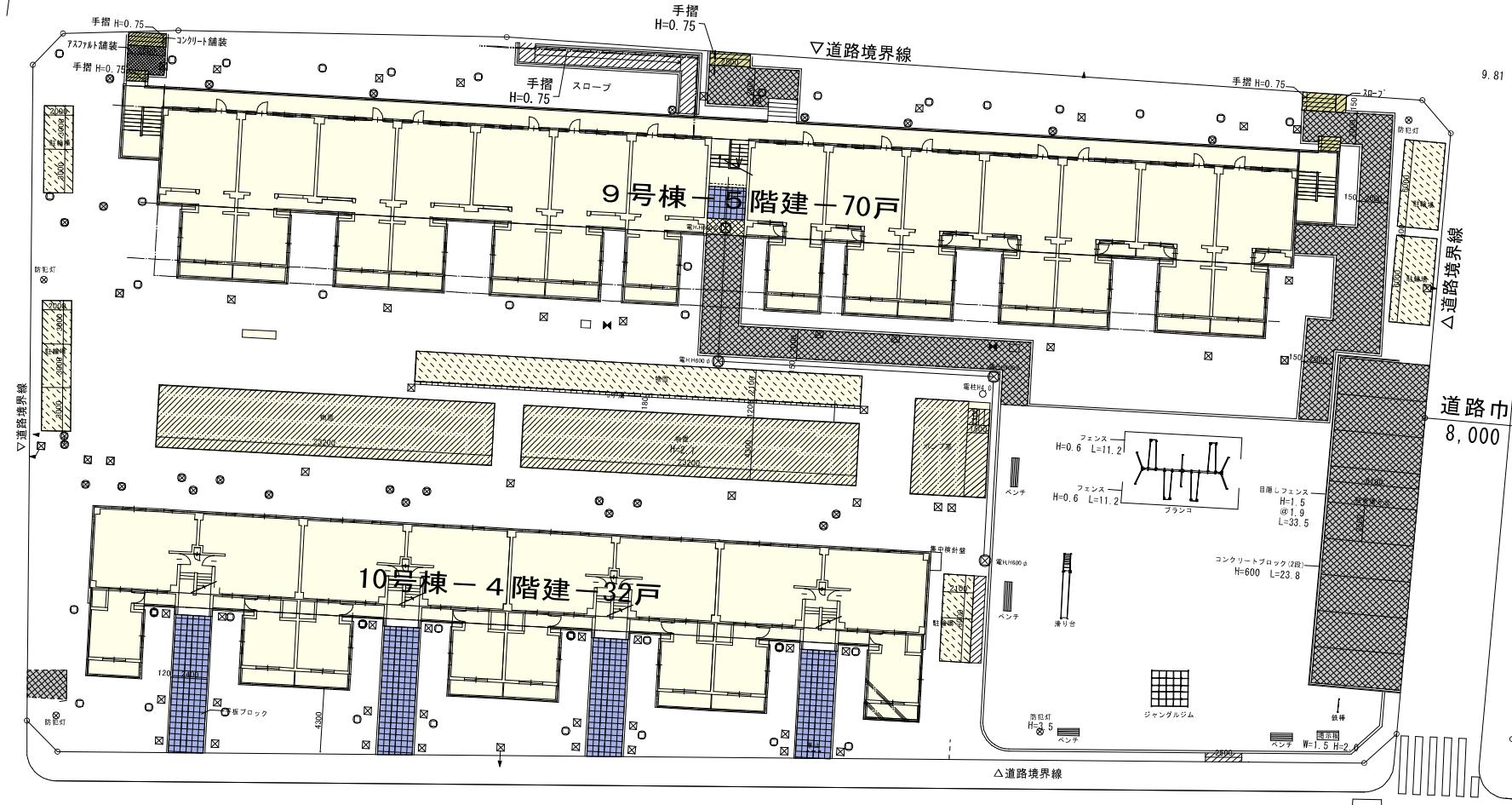


凡例

○ 防犯灯	… 陶器	株式会社岡田建築計画事務所	野並住宅 取扱い工事(第5工区)	図面番号
○ 電柱	… 止水栓	一般地盤土質報告書号 第3655号	A1 A2 A3 A4 A5 A6 A7 A8	No. 0 3
— 游具類	… 蓄水器	施設撤去工事(工作物・樹木)		
— 車止	… ヒューム管	設計	H 28年 3月	愛知県建設部建築局公営住宅課

天白川(川幅80m以上)

82. 92°



凡例	○ 防犯灯	□+× 雨水樹(コンクリート蓋) 開管
○ 銀柱	×	…ガス本管 …排水管 …止水栓 …雨水管 …ヒューム管
— 遊具類	○ 隣接排水樹(コンクリート蓋)	既設撤去物: RC造
--- 車止	○ 汚水樹(MH蓋) ヒューム管	既設撤去物: S造

○ 防犯灯	…ガス本管 …排水管 …止水栓 …雨水管 …ヒューム管
○ 銀柱	既設撤去物: RC造
— 遊具類	既設撤去物: S造
--- 車止	既設撤去物: C造

○ 防犯灯	…ガス本管 …排水管 …止水栓 …雨水管 …ヒューム管
○ 銀柱	既設撤去物: RC造
— 遊具類	既設撤去物: S造
--- 車止	既設撤去物: C造

○ 防犯灯	…ガス本管 …排水管 …止水栓 …雨水管 …ヒューム管
○ 銀柱	既設撤去物: RC造
— 遊具類	既設撤去物: S造
--- 車止	既設撤去物: C造

○ 防犯灯	…ガス本管 …排水管 …止水栓 …雨水管 …ヒューム管
○ 銀柱	既設撤去物: RC造
— 遊具類	既設撤去物: S造
--- 車止	既設撤去物: C造

○ 防犯灯	…ガス本管 …排水管 …止水栓 …雨水管 …ヒューム管
○ 銀柱	既設撤去物: RC造
— 遊具類	既設撤去物: S造
--- 車止	既設撤去物: C造

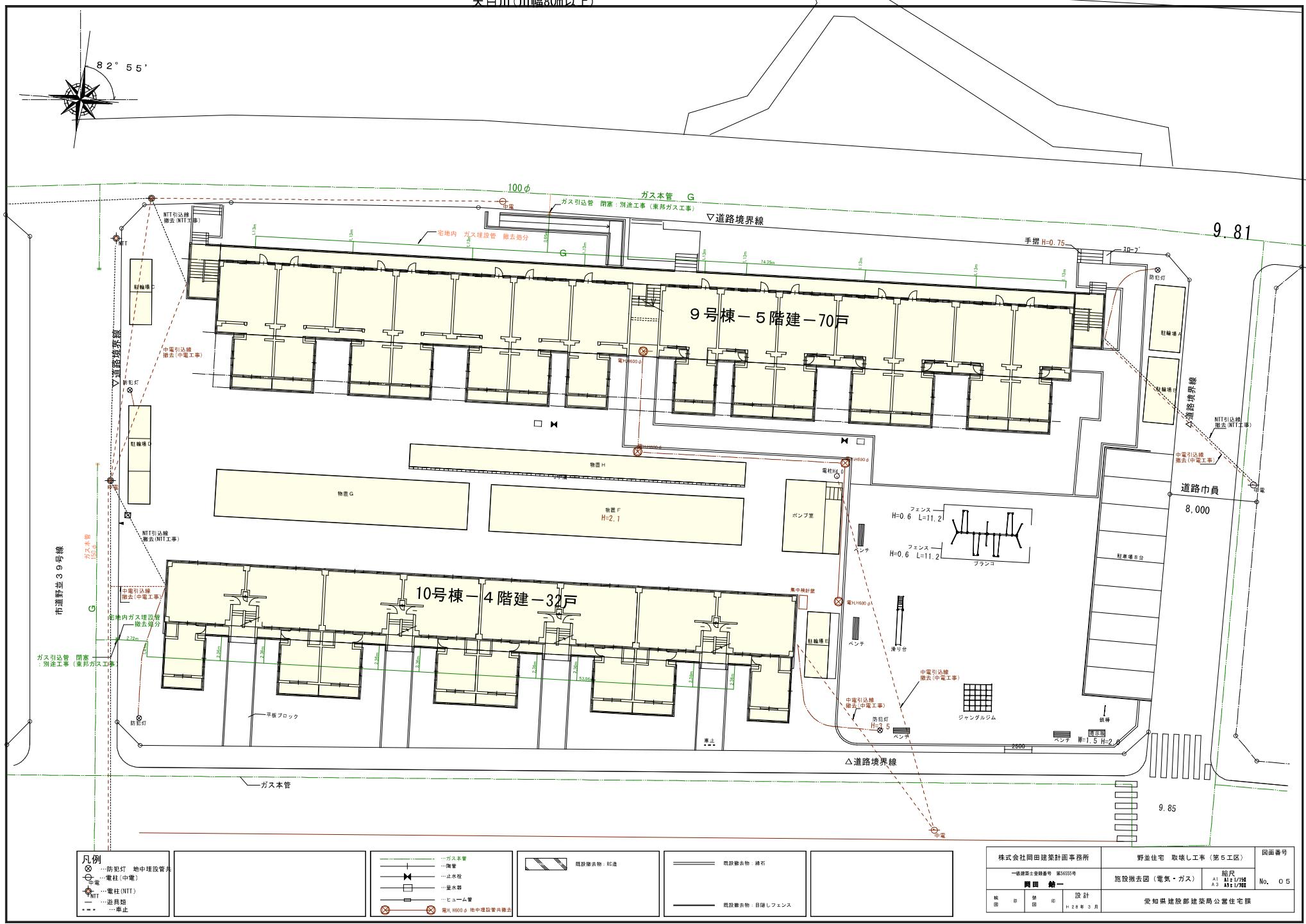
株式会社岡田建築計画事務所	野並住宅 取扱工事(第5工区)	図面番号
一級建築士登録番号 東36555号	A1 A2 A3 A4 A5 A6 A7 A8 A9	No. 04

施設撤去工事(総括)	設計	監修	監視	施工	監査	検査	完成
岡田 純一	設計	監修	監視	施工	監査	検査	完成

愛知県建設部建築局公営住宅課

H 28年 3月

天白川(川幅80m以上)



凡例

- …防犯灯 地中埋設管接続
- …電柱 (中電)
- …中電
- …電柱 (NTT)
- …遊具類
- 停止

…ガス本管
…既設撤去物
…既設撤去物 RC造
…既設撤去物 緑石
…既設撤去物 目隠しフェンス
…既設撤去物 ピューム管
…既設撤去物 雨水・H600φ 中電埋設管共用去

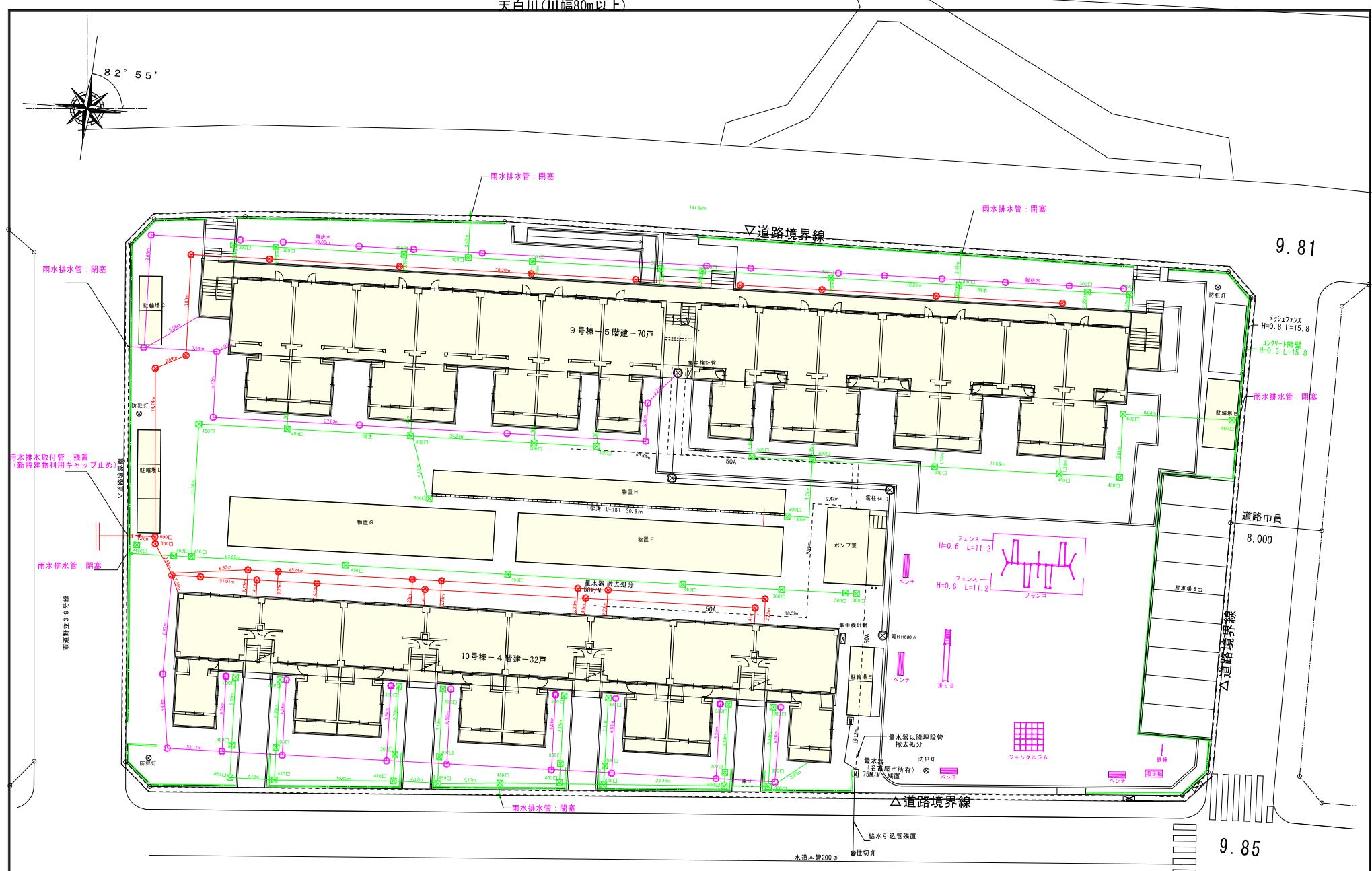
既設撤去物 RC造

既設撤去物 緑石

既設撤去物 目隠しフェンス

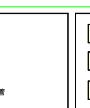
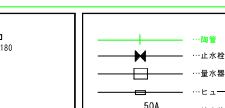
株式会社岡田建築計画事務所		野並住宅 取扱工事 (第5工区)		図面番号
一般地盤土質報告書 第36555号		施設撤去工事 (電気・ガス)		縮尺
岡田		A1 1/50 1/100		A3 1/50 1/100
検査	基準	印	設計	H 28年 3月
愛知県建設部建築局公営住宅課				

天白川(川幅80m以上)



凡例

- ◎ 防犯灯
- 電柱
- 游具
- 車止



県所有の住戸量水器、共用量水器は概要区分

水道管200φ
仕切弁

株式会社岡田建築計画事務所
一級建築士登録番号 東36555号
岡田第一

野並住宅 取扱工事(第5工区)
施設撤去図(給水・排水)
絞尺 A1 A2 1/100
No. 06
設計 H28年3月
愛知県建設部建築局公営住宅課

